

### 知ってほしい③

## 杉並区はこんな取組を行います



子どもの権利をもっとみんなに知ってもらいたい!

対象年齢に合わせた普及啓発  
子どもに関わる大人への研修の実施

例：対象年齢別リーフレットの作成、区内学校への出前授業等

子どもだって意見が言いたい!

年齢や発達に応じた、意見を表す機会の確保

例：子どもワークショップの開催等

子どもの権利ってほんとに守られてるの？

子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み、施策の実施状況の検証

例：子どもの権利に関する取組を計画に定めて、実施状況を検証する。取組を決める際や、検証の際には子ども及び子ども・子育て会議の意見を聴く等

親や学校に相談できないことがある。

子どもにとって最も善い解決方法について一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行う  
「子どもの権利相談・救済機関」の設置 → 知ってほしい④参照

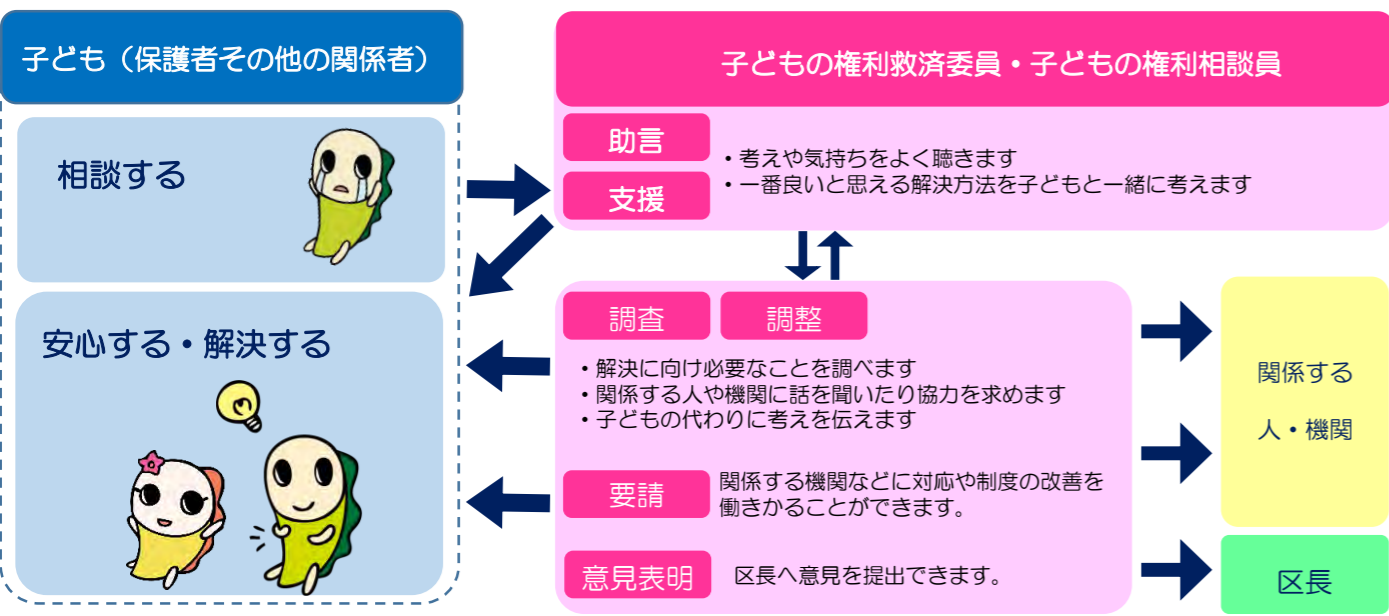
例：子どもの権利について相談・助言・支援  
子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整、要請等

### 知ってほしい④

## 子どもの権利相談・救済の仕組み



子どもが抱える悩みを解決するために、子どもの権利相談・救済機関を設置します。



# 『杉並区子どもの権利に関する条例』

## ができました！

令和7(2025)年4月スタート

『子どもの権利』ってなあに？

子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれながらに持っているものです。



条例には、こんな思いがこめられています

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。全ての子どもは、児童の権利に関する条約\*に定められた権利が保障されています。この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

\*子どもの権利条約

～杉並区子どもの権利に関する条例の前文より～

「杉並区の子どもの権利に関する取組」について  
くわしくはこちら ▶

「杉並区子どもの権利に関する条例」ができました！  
杉並区子ども家庭部子ども政策担当課 令和7(2025)年4月 発行

# 『杉並区子どもの権利に関する条例』

～すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまちを目指して～

## なぜ「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定したの？

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの権利を保障するためです。

### 国の動き

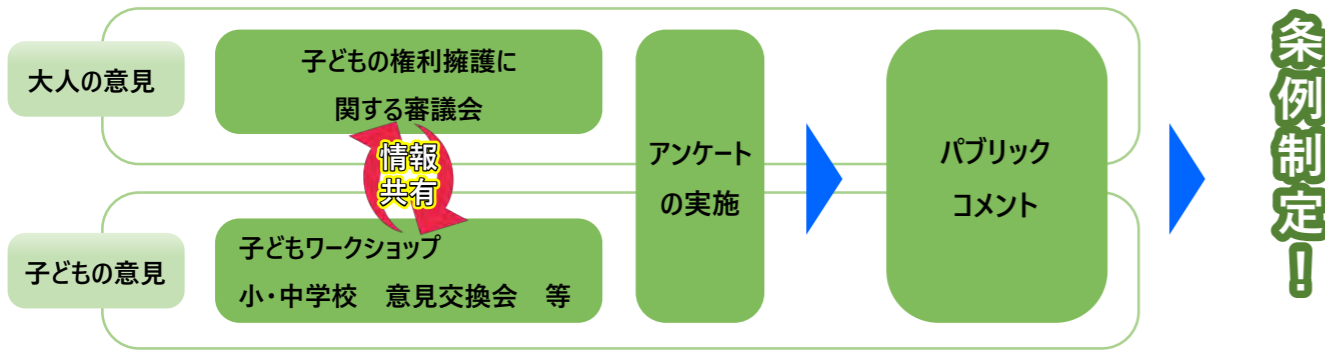
- ◆ 日本における「子どもの権利条約\*」の批准(平成6(1994)年)  
\*平成元(1989)年に国際連合で採択された、世界中すべての子どもたちが持つ権利を守るための国際的な約束
- ◆ 「こども基本法」の制定(令和5(2023)年)  
日本国憲法および子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の精神にのっとり、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定められた法律

### 子どもを取り巻く状況

子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももおり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。このような背景から、子どもの権利を、等しく保障するために条例を制定しました。

この条例を作りあげるまでには、子どもから大人までの幅広い年代の方々に関わり、その意見が反映されています。

#### 条例制定までの経過



## この条例の目的は？

子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を実現することです。

子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、杉並区や保護者、子ども関係施設、区民、事業者の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めます。

これらの条例の目的を実現するために、杉並区の皆さんに知ってほしいことが4つ



## 知ってほしい①

### 大切な子どもの権利

あらゆる場面で子どもの権利を保障します。

子どもの権利条約における一般原則\*の趣旨をより分かりやすく、子どもの権利に関する基本的な考え方(基本理念)\*として定め、6つの権利を子どもにとって大切な権利として示しました。

- \*「子どもの権利条約」一般原則
- 全ての子どもについて
- 差別的取扱いを受けることがないようにすること
  - 最善の利益を考慮すること
  - 健やかな成長が図られること
  - 意見を尊重すること

- 子どもは、
- どんなときでも、差別的取扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます。
  - 自分に関係する全てのことについて、最善の利益(子どもにとって最もよいこと)が優先して考慮されます。
  - 常に命を大切にされ、成長及び発達が保障されます。
  - あらゆる場面で、年齢及び発達の程度に応じて、その思い、考え、意見を表すことができ、これらが尊重されます。

|  |  |
|--|--|
| <h4>安心して生きる権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命と健康が大切にされます。</li> <li>● 人格が尊重され、愛されます。</li> <li>● 秘密やプライバシーが守られ、安心できる居場所を確保できます。</li> </ul>    | <h4>自分らしく生きる権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人ひとりが個人として尊重されます。</li> <li>● 興味や関心があることに取り組むことができます。</li> </ul>                                    |
| <h4>育つ権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健やかに成長・発達するために、多様で適切な学びと遊びの機会が確保されます。</li> <li>● 十分に休息することができます。</li> </ul>                           | <h4>意見を聴かれる権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な情報を得て、自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されます。</li> <li>● 多様な社会的活動に参画できます。</li> </ul> <p>意見には、自分の思いや考えを含みます</p> |
| <h4>守られる権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴力、虐待、いじめ、体罰などの、心や体に有害な影響を与える言動から守られます。</li> <li>● 暴力などを受けたときに、適切かつ迅速に支援及び救済を受けることができます。</li> </ul> | <h4>個別の必要に応じて支援を受ける権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもや家族の国籍、性別等により差別されず、その置かれている状況に応じた必要な支援を受けることができます。</li> </ul>                             |

※上記6つの権利は、子どもの権利条約に書かれた権利の趣旨を踏まえた表現になっており、条約で規定されている権利をあえて限定したり、新たな権利として示したりするものではありません。

## 知ってほしい②

### 子どもを取り巻く大人の役割

それぞれの役割を明確に定めることで、子どもの権利を保障します。

